

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
6月1日
(水曜日)

目次

告示
森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度（森林整備課）……………



山口県告示第三百三十九号

平成十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成十七年六月一日

山口県知事 二井 関 成

一 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単位区域	許可をすべき皆伐面積の限度 （ヘクタール）	土砂流出防備保安林 （ヘクタール）
阿北地区	萩市（平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。） 阿武郡阿武町	一一・四四	一六一・四四
橋本川	萩市（平成十七年三月五日における阿武郡阿武町、阿武郡阿東町、阿武郡阿東町に阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。）	八五・六二	二〇〇・二八
大津地区	長門市	三一九・〇一	一一八・九七

二 魚つき保安林

同一の単位とされる集団の区域 （ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域 （ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域 （ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域 （ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域 （ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域 （ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域 （ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域 （ヘクタール）
豊浦地区	下関市	豊浦地区	大島郡周防大島町	大島地区	錦川下流	由宇川、柳井川	田布施川、島田川
三三二・〇二	一五二・四八	三三二・〇二	一四九・九三	六〇・二九	一〇四・〇六	一〇四・〇五	一〇四・〇五
厚東川、厚狭川	宇部市、美祢市、山陽小野田市、美祢郡美東町及び秋芳町	大島郡周防大島町	川国市、玖珂郡和木町、本郷村、錦町、美川町及び美和町	大島地区	錦川下流	由宇川、柳井川	田布施川、島田川
六一〇・七二	二〇五・一三	六一〇・七二	一〇四・〇六	六〇・二九	一〇四・〇六	一〇四・〇五	一〇四・〇五
榎野川	山口市、吉敷郡秋穂町、小郡町及び阿知須町	佐波川	防府市、佐波郡徳地町	徳山地区	徳山地区	徳山地区	徳山地区
二六六・六八	三三七・〇九	二六六・六八	六七一・四四	三九二・六一	三九二・六一	三九二・六一	三九二・六一
佐波川	防府市、佐波郡徳地町	徳山地区	下松市、周南市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。） （平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。） 熊毛郡上関町、田布施町及び平生町	田布施川、島田川	田布施川、島田川	田布施川、島田川	田布施川、島田川
六七一・四四	三三九・一一	六七一・四四	三三九・一一	六〇・二九	一〇四・〇六	一〇四・〇五	一〇四・〇五
阿武町	宇部市	阿武町	阿武町	阿武町	阿武町	阿武町	阿武町
四・三〇	〇・一一	四・三〇	〇・一一	四・三〇	四・三〇	四・三〇	四・三〇
萩市	防府市	萩市	萩市	萩市	萩市	萩市	萩市
二七・四二	三・九〇	二七・四二	三・九〇	二七・四二	二七・四二	二七・四二	二七・四二
長門市	下松市	長門市	長門市	長門市	長門市	長門市	長門市
一八・二八	三・二八	一八・二八	三・二八	一八・二八	一八・二八	一八・二八	一八・二八
下関市	周南市	下関市	下関市	下関市	下関市	下関市	下関市
一一・六六	〇・五〇	一一・六六	〇・五〇	一一・六六	一一・六六	一一・六六	一一・六六

三 保健保安林

同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度 （ヘクタール）
山口県	一三四・七四

平成十七年六月一日
発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）